

個別検診機関登録実施要領
(5がん共通)

個別検診機関登録実施要領

(目的)

第1 この要領は、個別検診を実施する医療機関の登録の要件を定め、もって検診の精度管理を図るとともに個別検診の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(登録の手続)

第2 登録を受けようとする医療機関は、この要領第3に定める(登録要件)を満たさなければならない。

2 登録要件を満たす医療機関は「個別検診機関登録申請書」(個登 様式第1号 以下「申請書」という)を郡市区等医師会経由で一般社団法人福井県医師会会長(以下「会長」という)に提出しなければならない。

その際、申請書に記載された調書、画像の添付がない場合は受理しない。

3 会長は、申請書を受理したときは、速やかに専門部会にて審査をし、登録の適否を決定し、その結果を当該医療機関、公益財団法人福井県健康管理協会(以下「協会」という)に通知する。

4 登録の有効期間は、原則として西暦偶数年の4月1日から2年後の3月31日までとする(例:2022年4月1日~2024年3月31日)。但し、年度途中の登録の場合は、登録を決定した日の属する年度から次の西暦偶数年3月31日までとする。なお、第3に掲げる要件に変更がない限り更に2年間延長し、以降同様とする。

*各様式は、福井県医師会または福井県健康管理協会ホームページからダウンロード

(登録要件)

第3 登録を受けようとする医療機関は、各がん検診の各号に掲げる要件を満たすものであり、福井県がん検診精度管理委員会の審査を受けなければならない。なお、確認のために現場での審査指導を行うこともある。

<胃がん検診>

- 一 胃がん集団検診読影医療機関として登録し、読影業務に従事していることを原則とする。
- 二 胃エックス線読影に参加する際は、事前に消化器がん検診認定医による読影実習を受講しなければならない。

(胃エックス線検診)

- 三 胃エックス線撮影においてスポット撮影が可能なエックス線装置を有している。
- 四 胃部エックス線写真の読影にあたり、十分な経験を有する医師が2名以上いること。但し、読影できる医師が1名であっても、他の登録医療機関等との連携により二重読影が可能なきは、この限りでない。

(胃内視鏡検診)

- 五 胃がん内視鏡検診の登録を受けようとする医療機関は、胃がん検診実施要領(別紙2)に定める「内視鏡検査要項」が遵守できる事を条件とする。

<肺がん検診>

- 一 登録申請時に、福井県がん検診精度管理委員会が承認した、「肺がん検診責務研修会」に3回以上出席している事を条件とする。
- 二 直接撮影(スクリーン・フィルム系)の場合、被検者-管球間の距離を1.5m以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、原則として120kV(やむを得ない場合は100~120kVでも可)の管電圧および希土類システム(希土類増感紙+オルソタイプフィルム)を用いた撮影が可能である。
- 三 直接撮影(デジタル画像)の場合、エックス線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート(IP)を用いたCRシステム、平面検出器(FPD)もしくは個体半導体(CCD、CMOSなど)を用いたDRシステムのいずれかを使用する。
原則、撮影距離は1.5m以上、エックス線管電圧120~140kV、撮影mAs値4mAs程度以下、入射表面線量0.3mGy以下、グリッド比8:1以上の条件で撮影が可能である。
- 四 胸部エックス線写真の読影にあたり、十分な経験を有する医師が2名以上いる、もしくは他の医療機関等との連携により二重読影が可能である。
- 五 肺がん集団検診読影医療機関として登録し、読影業務に従事する。

<大腸がん検診>

- 一 大腸がん検診実施要領に沿った測定キットの管理、配布ができる。
- 二 採便方法と検体回収の方法が適格に説明できる。
- 三 かかりつけ医制度を有効に活用し、働き盛りの受診者への受診勧奨および要精検者への精密検査受診勧奨を積極的に行い、受診率の向上に努める。

<乳がん検診>

- 一 乳房X線撮影装置は、原則日本医学放射線学会の定める使用基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たしている。
- 二 乳房X線検査における撮影及び読影については、日本乳がん検診精度管理中央機構(以下精中機構)が開催する乳房X線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を終了し、試験をA又はB判定で終了した診療放射線技師と医師が実施することを原則とする。
- 三 実施機関は、撮影装置、シャウカステン等検査に係る機器の日常的かつ定期的な品質管理を画質の精度を保つ。
- 四 原則2週間以内に読影結果を提供しなければならない。
- 五 個別検診においては必要に応じて視触診を実施する。ただし視触診を行う場合は必ず併用検診とする。

<子宮頸がん検診>

- 一 子宮頸がん検診実施要領に沿った細胞採取ができる。
- 二 問診において、6カ月以内の不正出血等「要体がん検診」の必要性のある受診者に適切な指導ができる。
- 三 可能な限り集団検診の出務に協力する。

(変更の届出)

- 第4 登録医療機関は、申請書の記載事項に変更があったときには、速やかに「がん個別検診機関登録事項変更届出書」(個登 様式第2号 以下「変更届出書」という)により会長に届け出なければならない。
- 2 会長は、変更届出書を受理したときには、速やかに協会に通知する。

(検診業務中止の届出)

- 第5 登録医療機関は、検診業務を中止しようとするとき(閉院を含む)には、「がん個別検診業務中止届出書」(個登 様式第3号 以下「中止届出書」という)により速やかに会長に届け出なければならない。
- (年度途中の中止の場合、印刷物の掲載は継続する可能性がある)

(登録の抹消)

第6 会長は、登録医療機関が第3に掲げる事項のいずれかを欠くに至ったと認めるとき(閉院を含む)、または中止届出書の提出があったときには、その登録を取消すものとする。

2 会長は、前項の規定により登録を取消したときには、その旨を当該医療機関および協会に報告しなければならない。

(責務)

第7 登録医療機関は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 実施要領に基づき、迅速かつ正確に実施すること。
- 二 検査所見、X線撮影フィルム、画像電子媒体、及び各種標本等(以下「標本等」という)は、検診後5年以上保存すること。
- 三 福井県がん検診精度管理委員会が必要と認めた場合は、関係者への標本等の検索、閲覧及び貸与等に応じること。
- 四 福井県がん検診精度管理委員会が承認した研修会(対象となる研修会は以下のとおり)のいずれかに年1回は必ず出席すること。
ただし、大腸がん検診登録医療機関については対象となる研修会に努めて出席することとする。

<胃・大腸がん検診>

① 福井県胃腸疾患懇話会合同症例研究会(年3回)

② 福井県胃・大腸検診研究会(年1回)

(胃がんのみ)

① 胃がん内視鏡検診研修会(年2回)

(大腸がんのみ)

① 大腸がん検診に関する研修会(年1回)

<肺がん検診>

① 肺がん検診従事者研修会[基礎編](年1回)

② 肺がん検診従事者研修会(嶺北3回・嶺南1回)

<乳がん検診>

- ① 福井県マンモグラフィ検診研究会（年2～3回）
- ② 福井県乳癌検診研修会（年1回）
- ③ 福井県個別検診マンモグラフィ研修会（隔年1回）

<子宮頸がん検診>

- ① 福井婦人科腫瘍研究会（年1回）
- ② 福井産婦人科臨床セミナー（年1回）
- ③ 福井県産婦人科医師連合夏期臨床研修会（年1回）
- ④ 福井県産婦人科医師連合冬期臨床研修会（年1回）
- ⑤ 福井県臨床細胞学会総会・学術集会（年1回）

五 登録医療機関は、偶発症が発生した場合やトラブルが発生した場合は必ず協会に報告する。協会は速やかに福井県がん検診精度管理委員会に事例報告し、当該医療機関および関係機関などに状況に応じた適切な対応を行わなければならない。また、協会は実施医療機関以外(市町など)からの報告に対しても同様の対応を行うものとする。

（集団検診読影機関登録）

第8 協会は、集団検診における胃がん検診、肺がん検診の読影について、個別検診登録医療機関等の情報を県医師会と共有し、各郡市区医師会と情報交換するなど適切に読影機関登録を整備するものとする。

また、乳がん検診の読影については、精中機構の認定医師情報を把握するなど、必要な読影医師確保に努めなければならない。